

●忘れてないかあの診療  
**症例研究**  
●落としてないかその点数

歯科用金属アレルギー患者に対する  
大白歯部のCAD/CAM冠

4月改定で適応となった、歯科用金属アレルギーの患者に対する大白歯部のCAD/CAM冠について解説する。算定には医科からの情報提供が必要となっており、注意が必要である。

患者：32歳・女性

主訴：右下の奥歯が取れた。皮膚科で歯科用金属アレルギーと診断され、口の中にある銀歯の治療をするように言われた。

所見：6のメタルクラウンが脱離し、メタルコアが露出している。

傷病名：6 FMC脱離, メタルコア不適合 金属アレルギー

※CAD/CAM冠 施設基準届け出医療機関 注①

| 月日     | 部位 | 療法・処置   | 点数   |
|--------|----|---|------|
| 12月21日 |    | 初診  | 234  |
|        |    | 〇〇皮膚科クリニックより情報提供。パッチテストでパラジウムとニッケルに陽性あり。メタルコアを除去して経過を見ることとし、同意を得る。 注② | /    |
|        | 6  | X-Ray (D) 1F 電  | 58   |
|        |    | 根充の状態良好。歯根破折など異常は見られない。メタルコアのポストは歯根の1/3以上。                            | /    |
|        |    | 除去(メタルコア)   | 54   |
|        |    | TeC 注③  | /    |
| <hr/>  |    |   |      |
| 4月14日  |    | 再診  | 45   |
|        |    | ファイバーコアとCAD/CAM冠による補綴を行うこととし、同意を得る。                                   | /    |
|        | 6  | 支台築造imp (寒天+アルジネート)   | 30   |
|        |    | TeC   | /    |
| 4月21日  |    | 再診  | 45   |
|        | 6  | 支台築造(ファイバーポスト・2本)   | 381  |
|        |    | 失PZ (CAD/CAM冠)  | 636  |
|        |    | シート:A 3.5   | /    |
|        |    | 連imp (寒天+アルギン酸) 注④  | 62   |
|        |    | BT (パラフィンワックス)  | 16   |
|        |    | TeC   | /    |
| 4月28日  |    | 再診  | 45   |
|        | 6  | CAD/CAM冠 (ジーシーセラスマート) 注⑤  | 1582 |
|        |    | 装着料   | 45   |
|        |    | 内面処理加算 注⑥   | +45  |
|        |    | アルミナ・サンドプラスト処理、シラカップリング処理   | /    |
|        |    | 装着材料料 (スーパーボンド)   | 17   |

協会ホームページ会員・限定サイト「症例研究」ページのご案内  
「昔の症例研究をもう一度見たい」との声にお応えし、掲載した症例研究を協会ホームページ内に掲載しております。ご覧になる場合は、協会ホームページのツールバー「会員向け情報」→「症例研究」をクリックし、「ユーザー名・パスワード」を入力し、ご覧ください。

《解説》

注① CAD/CAM冠は施設基準に適合するとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関において装着した場合、1歯につき1,582点が算定できる。

- ① 歯科補綴治療に係る専門的知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1人以上配置されている。  
② 保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されている場合は、歯科技工士が配置されていること。保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されていない場合は、その装置を設置している歯科技工所との連携が図られていること。

注② CAD/CAM冠は小臼歯に対して認められるが、歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者の場合は、大白歯にも認められる。ただし、医科の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の医師との連携の上で、診療情報(診療情報提供料の様式に準じるもの)に基づく場合に限られる。歯科からの情報提供は認められていない。

注③ 臼歯部のTeCの費用は、歯冠修復及び欠損補綴の製作に係る一連の診療行為に含まれ、別に算定できない。

注④ CAD/CAM冠は、歯科用CAD/CAM装置を用いて、作業模型により間接法で製作されたものをいう。光学印象により、模型を製作せずに製作する方法では算定できない。

注⑤ 大白歯にCAD/CAM冠を装着した場合は、レセプトの摘要欄に紹介元保険医療機関名を記載する。また、大白歯にCAD/CAM冠を装着した場合、クラウン・ブリッジ維持管理料(補管)は算定できない。なお、歯科用金属アレルギーの患者であっても、小臼歯にCAD/CAM冠を装着した場合は補管を算定する。

注⑥ CAD/CAM冠の装着時に、内面処理としてアルミナ・サンドプラスト処理及びシラカップリング処理などを行った場合は、装着料45点に、45点が加算できる。

注⑦ 本症例研究とは異なるが、医科の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の医師との連携の上で、診療情報(診療情報提供料の様式に準じるもの)に基づき、歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者に対して、大白歯のHJCが認められる。大白歯にHJCを装着した場合は、レセプトの摘要欄に紹介元保険医療機関名を記載する。なお、歯科用金属アレルギーの患者の場合は、前歯のHJCには補管が算定できるが、小臼歯及び大白歯のHJCには補管が算定できない。

\* 実態に即してご請求下さい \*